

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第24号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年四日市市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第2から別表第4までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第2から別表第5までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。<u>ただし、設備器具及び備付物品については、4,400円以内の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる利用料金及び回数使用券について、当該各号に定めるものが使用する場合の利用料金の額は、それぞれ別表第2から別表第4までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>専用利用料金</u> <u>市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体</u> 別表第2</p> <p>(2) <u>個人利用料金</u> <u>中学生以下及び市</u></p>

<p>3 (略)</p>	<p>内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者 別表第3</p> <p>(3) 回数使用券 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者 別表第4</p> <p>4 (略)</p>
--------------	--

改正後						
別表第2 (第7条関係)						
専用利用料金の上限額						
名称	使用区分	時間区分				
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)	
(略)						
桜多目的広場	(略)					
中央陸上競技場会議室		440円	660円	880円	1,540円	
霞ヶ浦第1野球場会議室		660円	990円	1,430円	2,420円	
霞ヶ浦第2野球場会議室		330円	440円	660円	1,100円	
三滝武道館		660円	990円	1,430円	2,420円	
楠体育館ミーティングルーム		1時間につき220円				

テニス センタ 二	会議室 A			1 時間につき 3 6 0 円
	会議室 B			
	多目的室 A			
	多目的室 B			
設備器具及び備付物品				種類又は品目ごとに 4, 4 0 0 円の範囲内で別に規則で定める額

備考

- 1 使用許可時間以外の超過使用は、1 時間単位とする。この場合における利用料金の上限額は、直近の時間区分（全日を除く。）の 1 時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 2 午前・午後使用は午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで、午後・夜間使用は午後 1 時から午後 9 時までの時間とし、その利用料金の上限額は各時間区分の規定料金の合計額とする。
- 3 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の 1 0 0 分の 5 0 の額とする。
- 4 高校生以下の生徒が構成員の半数を超える市内の団体が中央フットボール場を使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の 1 0 0 分の 5 0 の額とする。
- 5 （略）
- 6 三滝武道館の利用料金の上限額は、柔道場又は剣道場それぞれの規定料金の額とし、当該柔道場又は剣道場を半面使用する場合の利用料金の上限額は、それぞれ規定料金の 1 0 0 分の 5 0 の額とする。
- 7 （略）

改正前

別表第 2（第 7 条関係）

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで）	夜間（午後 5 時 3 0 分から午後 9 時まで）	全日（午前 9 時から午後 9 時まで）

(略)	
桜多目的広場	(略)

備考

- 1 使用許可時間以外の超過使用は、1時間単位とする。この場合における利用料金は、当該使用許可時間帯の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 2 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。
- 3 高校生以下の生徒が構成員の半数を超える市内の団体が中央フットボール場を使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。
- 4 (略)
- 5 三滝武道館の利用料金は、柔道場又は剣道場それぞれの利用料金の額とし、当該柔道場又は剣道場を半面使用する場合の利用料金は、それぞれ規定料金の100分の50の額とする。
- 6 (略)

改正後

別表第3 (第7条関係)

個人利用料金の上限額 (普通使用券)

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
中央第2体育館	(略)			
中央陸上競技場 (中央フットボール場Aフィールド)	(略)			
(略)				

備考

- 1 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 2 (略)

改正前

別表第3（第7条関係）

個人利用料金の上限額（普通使用券）

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
中央第2体育館	(略)			(略)
中央トレーニング場	午前9時から 午後9時まで	220円	100円	
中央陸上競技場（中央フットボール場Aフィールド）	(略)			
(略)				

備考

- 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- (略)

改正後

別表第4（第7条関係）

回数使用券の上限

(略)
-----

備考

- 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。
- (略)

改正前

別表第4（第7条関係）

回数使用券の上限

(略)

備考

- 1 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。
- 2 (略)

別表第5 (第7条関係)

会議室利用料金の上限額

名称	時間区分			
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
中央陸上競技場会議室	440円	660円	880円	1,540円
霞ヶ浦第1野球場会議室	660円	990円	1,430円	2,420円
霞ヶ浦第2野球場会議室	330円	440円	660円	1,100円
三滝武道館	660円	990円	1,430円	2,420円
楠体育館ミーティングルーム	1時間につき220円			
テニスセンター	1時間につき360円			
	会議室A			
	会議室B			
	多目的室A			
	多目的室B			

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市運動施設の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市運動施設の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)